

USDA 米国内登録サポート・インポーターサービス利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、Blue Suga, Inc.（以下「当社」といいます）が提供する USDA 米国内登録サポートおよびインポーターサービス（以下「本サービス」といいます）に関する条件を定めるものです。

本サービスの利用を希望されるお客様（以下「利用者」といいます）は、本規約をすべてお読みいただき、同意のうえでご利用ください。

第 1 条（総則）

1. 本規約は、当社および利用者に適用されるものとし、利用者は本サービスの利用に際して本規約を誠実に遵守するものとします。
2. 本サービスとは、USDA NOP（National Organic Program）における米国内登録支援およびインポーター・オブ・レコード（IOR）業務を対象とするものとします。
3. 本サービスは、当社が米国内で USDA 登録・通関サポートを行うものであり、商品販売や流通業務を行うものではありません。

第 2 条（利用者の義務および責任）

1. 利用者は、当社の定める指示・ルール・申請手続きに従って本サービスを利用するものとします。
2. 利用者は、日本側で準備が必要な書類（製造証明書、有機 JAS 証明書、輸出用インボイス、成分・原材料リスト、ラベル案など）を自己の責任で用意し、当社

に提出するものとします。これらの書類の不備・遅延等による損害について当社は一切の責任を負いません。

3. 利用者は、日米両国の輸出入法令、有機認証規定、通関法規を遵守するものとします。
4. 利用者は、提供する情報が正確かつ最新であることを保証します。虚偽申告や不備により発生した損害は、利用者が自己の責任で解決するものとします。

第3条（当社サービスの内容）

1. 当社は以下の業務を提供します：
 - (1) USDA 認証機関への登録・申請書類の整備および提出サポート
 - (2) 米国通関時のインポーター・オブ・レコード (IOR) 代行
 - (3) 通関業者・認証機関との書類照会・調整サポート
 - (4) NOP 認証商品の米国内輸入に関する法令遵守アドバイス
 - (5) 税関・USDA・FDA 等からの照会対応サポート（必要に応じて）
2. 当社はあくまで登録支援およびインポーター代行を行うものであり、製品の販売・品質・効能・安全性について一切の責任を負いません。

第4条（免責事項）

1. 当社は、USDA・FDA・通関当局の判断または制度変更により、登録・通関が遅延または拒否された場合に生じる損害について、一切の責任を負いません。
2. 利用者が提出した資料の不備・誤記・遅延・虚偽申告・認証対象外成分等により申請・通関ができなかつた場合、当社は責任を負いません。

3. 当社は、輸入貨物の遅延・返送・破棄・課徴金・検査・保管費用等に関して補償を行いません。
4. 当社は、USDA 認証取得に必要な準備および手続きを丁寧にサポートいたします。なお、認証の最終判断は認証機関により行われるため、結果を確約するものではございません。

第 5 条（料金および支払方法）

1. 利用者は、以下の料金体系に同意するものとします。

(1) USDA 米国内登録サポート費用

- 対象：1SKU ごとの登録サポート
- 料金：¥50,000（税込）／SKU
- 内容：日本語対応、必要書類整備、USDA 登録代行を含む
- 例：5 SKU を登録する場合の参考金額：¥250,000（税込）

(2) インポーターサービス費用

- 対象：輸出を行う月のみ利用（月単位）
- 料金：¥15,000（税込）／月
- 内容：米国内での IOR 代行および通関時対応サポート

2. 支払方法は、請求書による銀行振込とし、当社が発行する見積書の内容に基づき前払いで行うものとします。
3. すでに進行中の申請・登録サポートについては、途中解約による返金は行いません。

第 6 条（キャンセルおよび解約）

利用者がサービスを停止する場合、当社指定の手続きに従い申請を行うものとします。

第 7 条（サービスの中止・停止）

1. 当社は以下の場合に事前通知なくサービスの全部または一部を中止・停止できるものとします。
 - (1) システム保守、障害対応、災害発生時
 - (2) 認証機関・通関当局の判断により業務継続が困難な場合
 - (3) 利用者が不正または法令違反行為を行った場合
2. 当社はサービス中断による損害について一切責任を負いません。

第 8 条（規約の変更）

当社は必要に応じて本規約を予告なく変更できるものとし、変更後は当社サイトまたは電子通知により告知します。

第 9 条（守秘義務）

当社および利用者は、業務遂行上知り得た相手方の技術情報・営業情報・商品情報その他一切の機密情報を第三者に開示・漏洩してはならないものとし、この義務は契約終了後も存続します。

第 10 条（書類およびサンプルの提出）

利用者は、登録および輸入通関に必要な書類やサンプルを当社指定の期限内に提出するものとし、提出遅延や不備による影響について当社は責任を負いません。

第 11 条（法令遵守および虚偽申告の禁止）

1. 利用者は、輸出入関連法令および USDA・FDA 規制を遵守するものとします。
2. 利用者が虚偽または不正な申告を行い、その結果当社が輸入停止・罰則・損害を被った場合、利用者は当社に対して一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

第 12 条（証明書等の管理）

1. 当社が取得・保持する NOP 認証書および関連登録情報は、当社の管理下に属するものとします。
2. 利用者は、当社の書面による承諾なく、これらの証明書・登録情報を転用、複製または第三者へ提供してはなりません。

第 13 条（FSVP 業務の非対応について）

1. 当社（Blue Suga, Inc. DBA BeHappy!!!）は、米国 FDA が定める**Foreign Supplier Verification Program (FSVP) **に関する登録、代理人業務、監査、検証報告書の作成等には一切対応いたしません。
2. 利用者が輸出する商品が FDA の管轄下に該当する場合、利用者自身または第三者にて FSVP インポーターを手配する責任を負うものとします。
3. 当社は、FSVP に関する義務の不履行により発生した行政処分・輸入停止・罰金等について一切責任を負いません。

第 14 条（準拠法および管轄）

本規約は米国オレゴン州法に準拠し、紛争が生じた場合はオレゴン州所在の裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

【参考注記（Definitions）】

- **IOR (Importer of Record)** : 米国税関上の輸入者を指し、関税申告および通関時の責任を負う事業者。
- **FSVP (Foreign Supplier Verification Program)** : 米国 FDA が定める食品安全確認制度を指します。
当社（BeHappy!!!）は FSVP 関連業務（登録・監査・検証報告等）には対応しておりません。
- **NOP (National Organic Program)** : USDA が運営する有機認証制度を指し、当社はこの制度に基づく Importer/Handling スコープでの登録支援を提供します。